

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2017年
4月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「貸付金も相続財産に入るから」と
債権放棄するとどうなる？

今からできる相続対策 3ページ

「姻族関係終了届」を出すと遺族年金や相続はどうなる？

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

姻族関係終了届を出したら、
子供と亡夫の親族との関係は解消できるの？

数字でみる相続

2,783件

「2,783件」という数字は、法務省「戸籍統計」による2015年度の「姻族関係終了届」の届出件数を表しています。

「姻族関係終了届」とは、配偶者が亡くなった後で、配偶者の血族との姻族関係を解消したいときに提出する届出です。俗に「死後離婚」とも言われています。この姻族関係終了届の届出件数は、2006年度は1,854件でしたが、9年の間に1.5倍も増加しています。

婚姻関係終了届を出す背景には「夫と結婚はしたが、その親族と結婚したわけではない」「夫やその親族らと同じ墓には入りたくない」「残された舅や姑の世話なんてしたくない」など、さまざまな思いがあることでしょう。

婚姻関係終了届を提出すると、相続にどのような影響があるのか、気になるところです。詳細は3ページ、4ページにて解説してあります。相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

「貸付金も相続財産に入るから」と 債権放棄するとどうなる?!

東十条武雄さん(70歳)は、知人の鎌田礼二さん(58歳)に3,000万円の債権があります。これは事業をしていた鎌田さんが東十条さんを連帯保証人とするノンバンクからの借入があり、10年前に鎌田さんが事業から撤退し、資産をすべて売却処分しても残った負債金額です。おかげで鎌田さんは自己破産せずに済み、毎月5万円ずつ無利子で元本の返済をする債務弁済契約公正証書を締結しています。万一、鎌田さんが死亡した場合は、鎌田さんの妻および相続人(子供)が返済を継続すると、公正証書にも記してあります。相続対策の相談に訪れた東十条さんは、貸付金も相続税の課税対象になることをはじめて知りました。

債権放棄すると贈与とみなされ 受け取った側には贈与税がかかる

「あの3,000万円は毎月鎌田から返してもらっているけれど、全額回収できないのは明らかだ。元本を完全に回収するまでこれから何十年もかかり、そのころには私は生きていない。なんとかなりませんか?」

こう相談してきた東十条さん。鎌田さんに貸した3,000万円が相続財産にならないようにするには、どんな方法があるのでしょうか?

考えられるのは、東十条さんが債権放棄することです。鎌田さんへの債権を放棄すれば、3,000万円は東十条さんの財産とはならなくなります。しかし、東十条さんが債権放棄すると、3,000万円を鎌田さんに贈与したものとみなされ、鎌田さんが贈与税を支払うこととなります。

相続税法第8条には「対価を支払わないで、又は著しく低い対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、その利益を受けた人が、債務免除等が行われた時にその債務免除等に係る債務の金額を、そ

の債務免除等をした人から贈与により取得したものとみなされます」とあるのです。

しかし、鎌田さんの自宅は賃貸で主だった財産はなく、毎月の生活費から5万円ずつ返済するのがやっとという状態です。鎌田さんに贈与税を支払う資力がない場合は、東十条さんが、その相続税より高い贈与税を負担することになります。

弁済が困難だとされた価額分の 贈与税は免除される

このように、債務免除を選択する状況は、債務者が既に債務超過の状態に陥り、今後返済の見込みがない場合がほとんどです。このため、債務免除による利益を受けた場合であっても、債務者が資力を喪失して弁済能力が著しく低いと判断された場合は、弁済が困難だとされた価額分の贈与税は免除されます。

「今のところ、鎌田からは遅れずに毎月5万円返済してくれているから、弁済が困難とは言い難い。鎌田を交えて、もう一度相談させてください」と、東十条さんは言いました。

貸付金がある場合の相続は、慎重な対応が必要です。相続対策時には、家族に貸付金の存在を話しておくことをお勧めします。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 貸付金を債権放棄すると贈与とみなされ、受け取った側に贈与税がかかる
- 債務を免除された場合の贈与税に関しては、弁済が困難だと判断されれば、困難とされた金額分が免除される

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部
脚色しています。

記事提供: 相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング

「姻族関係終了届」を出すと 遺族年金や相続はどうなる？

「数字でみる相続」(1ページ)にあるように、近年は「死後離婚」とも言われる「姻族関係終了届」の届出件数が増えています。姻族関係終了届を出すと、どのような効果があるのか、遺族年金や相続はどうなるのかについて解説します。

本人の意思のみでも「姻族関係終了届」を提出できる

配偶者が亡くなったら、婚姻関係は終了します。しかし、配偶者の親族(親、兄弟姉妹など)との姻族関係は継続します。

「結婚当初から姑や小姑に意地悪されていた」「夫が亡くなり、舅や姑の介護負担が大きくなった」「夫が亡くなったことを自分のせいになされ、ネチネチ責められる」というように、夫の死後も姻族関係を続けることが苦痛なケースもあるでしょう。

そんな方は「姻族関係終了届」を役所に提出すれば、夫の親族との関係を解消することができます。

姻族関係終了届は、本人の意思のみで提出できます。姻族等の了承を得る必要はありません。提出期限もないため、配偶者の死後から年月が経過しても手続きが可能です。

通常の離婚では、離婚後に旧姓に戻るか、婚姻時の苗字を名乗り続けるか選べます。しかし、姻族関係終了届を提出しただけでは、姓と戸籍は変わりません。結婚前の戸籍や姓に戻したいときには、別途「復氏届」を提出する必要があります。

遺族厚生年金を受け取れる？

姻族関係終了届を提出しても、遺族厚生年金をもらうことができます。復氏届を提出して旧姓に戻し

ても、新戸籍をつくって夫の戸籍から抜けても同様です。

なお、遺族厚生年金の受給資格を失うのは、主に以下に該当したときです。

- 死亡したとき
- 婚姻したとき
- 直系尊属(祖父母)及び直系姻族(配偶者の父母、祖父母)以外の者の養子となったとき
- 離縁(養子縁組の解消)によって死亡した被保険者との親族関係が終了したとき

遺産相続を受け取れる？

姻族関係終了届を提出しても、遺産相続を受けることが可能です。遺産相続の権利は、配偶者が亡くなった時点の関係性(法定相続人であるかどうか)で判断されるからです。

姻族関係終了届は遺族厚生年金や遺産相続には影響を及ぼしません。「亡き配偶者の親族と折り合いが悪い」「亡き配偶者の親族の面商まで見る余裕はない」という方は、活用を検討してみましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



姻族関係終了届を出したら、 子供と亡夫の親族との関係は解消できるの？

Q 半年前に夫が亡くなりました。義母は健在なのですが、結婚当初からずっと嫌味ばかり言われてきました。「あなたの健康管理が悪いから、息子が早く亡くなった」と顔を合わせるたびになじられています。姻族関係終了届を出して、義母とその一族と縁を切りたいのですが、子供たちも一緒に縁を切れるのですか？

A 妻が亡夫の親族との姻族関係を終了させても、子供は血族関係を解消することはできません。ただし、姓をあなたの旧姓に変更することは可能です。

妻が亡夫の親族との姻族関係を解消しても、子供にとって亡

夫の親族とは血のつながりがあり、血族関係を解消することはできません。

もし、あなたにとっての義母に相続が発生したときは、あなたの子供にも代襲相続権が発生します。また、義母が要介護になったときは、あなたの子供に介護負担を求めてくる可能性もあるでしょう。

ただし、子供が亡夫の親族と血族関係を切れなくても、姓をあなたの旧姓に変更することはできます。3ページにあるように、姻族関係終了届を提出し、結婚前の姓に戻したい場合は、別途「復氏届」を提出する必要があります。しかし、子供の姓も自分の旧姓にしたい場合は、別の手続きを要します。

まず、「子の氏の変更許可申立書」を管轄の家庭裁判所に提出します。子供の姓を変える許可が出てから、「入籍届」を役所に提出するという流れになります。

亡夫の親族との縁を切りたい事情はさまざまです。確かに姻族関係終了届を提出すれば、あなたと亡夫の親族との関係を解消することはできます。しかし、子供と亡夫の親族とは血族であり、関係は解消できません。姻族関係終了届を出してせいせいしたからといって、亡夫の親族を刺激する言動は慎んだほうがいいでしょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

相続は**経験**と**技術**で
大きな**差**が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力
相続税申告件数年間100件超えの経験値
2. 正確無比なスピード
相続専門チームによる技術力
3. 分かりやすさ
内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団
凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人オグリ [名古屋本部]
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは
TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)